

令和7年度検査システム保守業務委託仕様書

保守業務は当該装置を常に安全かつ正常に保つため、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 施設名及び所在地

| | | | |
|-----|----------|-----|---------------------|
| 施設名 | 岩手県立遠野病院 | 所在地 | 岩手県遠野市松崎町白岩14地割74番地 |
|-----|----------|-----|---------------------|

2 保守点検対象装置

| 機種名・型式 | 数量 | メーカー |
|---------------------|----|------------|
| 検査システムLa-vietal年間保守 | 1式 | シスメックス株式会社 |

3 保守内容

検査システムLa-vietal年間保守

| 項目 | 実施 | 摘要 |
|------------|----|--|
| 定期点検 | ○ | 年1回実施(リモート点検) |
| オンコール保守 | ○ | 保守受付:365日24時間受付 保守対応:営業日 09:00~17:35 (但し、交通費は別途ご請求) |
| リモートメンテナンス | ○ | 保守受付:365日24時間受付 保守対応:営業日 09:00~17:35 |
| 部品保証 | ○ | ※サーバーについてはハードメーカー保守に準ずる。 ※上記以外のハードについては、センドバックでのスポット対応となり、別途費用が発生いたします。 |

4 定期点検作業日

実施時期は病院と協議のうえ決定するものとする。

5 実施報告

受託者は保守点検作業終了後、速やかに点検報告書を作成し、病院へ提出するものとする。

6 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の改正に伴い、個人情報取扱事務等の委託基準が定められたことから、契約後は個人情報の取り扱いについて、下記の義務が生じるものであること。

(1)受注者は、法第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。□

(2)受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者(以下「個人情報管理責任者」という。及び当該業務に従事する者(以下「受注業務従事者」という。)を指定し、実施機関に報告すること。

(3)受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

(4)受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も受注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

(5)受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

(6)特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

(7)個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。

7 その他

本仕様書の内容で疑義が生じた場合、又は、本仕様書に記載のない事項については誠意をもって協議し解決するものとする。